

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年4月30日提出
【計算期間】	第8期(自 2020年8月1日至 2021年2月1日)
【ファンド名】	A I 日本株式オープン（絶対収益追求型）
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、特定の市場に左右されることなく収益の獲得をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、3,000億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

**商品分類表**

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	M R F	特殊型 (絶対収益追求型)
		その他資産 ( )		
追加型	内外	資産複合	E T F	

**属性区分表**

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本				
大型株	年4回	北米			T O P I X	条件付運用型
中小型株	年6回 (隔月)	欧州 アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 ( )	絶対収益 追求型
債券	年12回 (毎月)	オセアニア 中南米				
一般		アフリカ				
公債		中近東 (中東)				
社債		エマージング				
その他債券	日々					
クレジット	その他					
属性 ( )	( )					
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))						
資産複合 ( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ  
(<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資

収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
独立区分	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
補足分類	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

公債	信託約款において、日本国または各の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。	
社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。	
その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。	
クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。	
不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	
決算頻度	<p>年1回</p> <p>年2回</p> <p>年4回</p> <p>年6回（隔月）</p> <p>年12回（毎月）</p> <p>日々</p> <p>その他</p>	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	<p>グローバル</p> <p>日本</p> <p>北米</p> <p>欧州</p> <p>アジア</p> <p>オセアニア</p> <p>中南米</p> <p>アフリカ</p> <p>中近東（中東）</p> <p>エマージング</p>	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

### [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

わが国の株式に投資を行うと同時に株価指数先物取引等を行い、特定の市場に左右されることなく収益の獲得をめざします。

## ファンドの特色

特色  
**I**

AI等を活用した投資助言を基に運用を行います。

- ◆ ファンドの運用は三菱UFJ信託銀行から投資助言を受け行います。
- ◆ AI等を活用したモデルの開発は三菱UFJ信託銀行及び三菱UFJトラスト投資工学研究所(MTEC)が行っています。
- ◆ 三菱UFJ信託銀行は、国内有数の資産運用会社の一つです。
- ◆ MTECは、日本を代表する最先端の金融工学研究所です。

### AIとは

AI(人工知能)とは、Artificial Intelligenceの略で、  
「見る・聞く・話す・考える・学ぶ」等の人間が行う知的な作業をコンピュータを用いて模倣したソフトウェアやシステムのことです。  
情報処理能力の著しい進化やネットワーク環境の高速化によって、リアルタイムに日々蓄積された大量かつ多種多様なデータ(いわゆる、ビッグデータ)が普及しました。  
このような環境面が整備されたことで、AI技術の発展と実用化が期待されています。



**特色2**

株式個別銘柄戦略と先物アロケーション戦略の2つを組み合わせることで、絶対収益の追求をめざします。

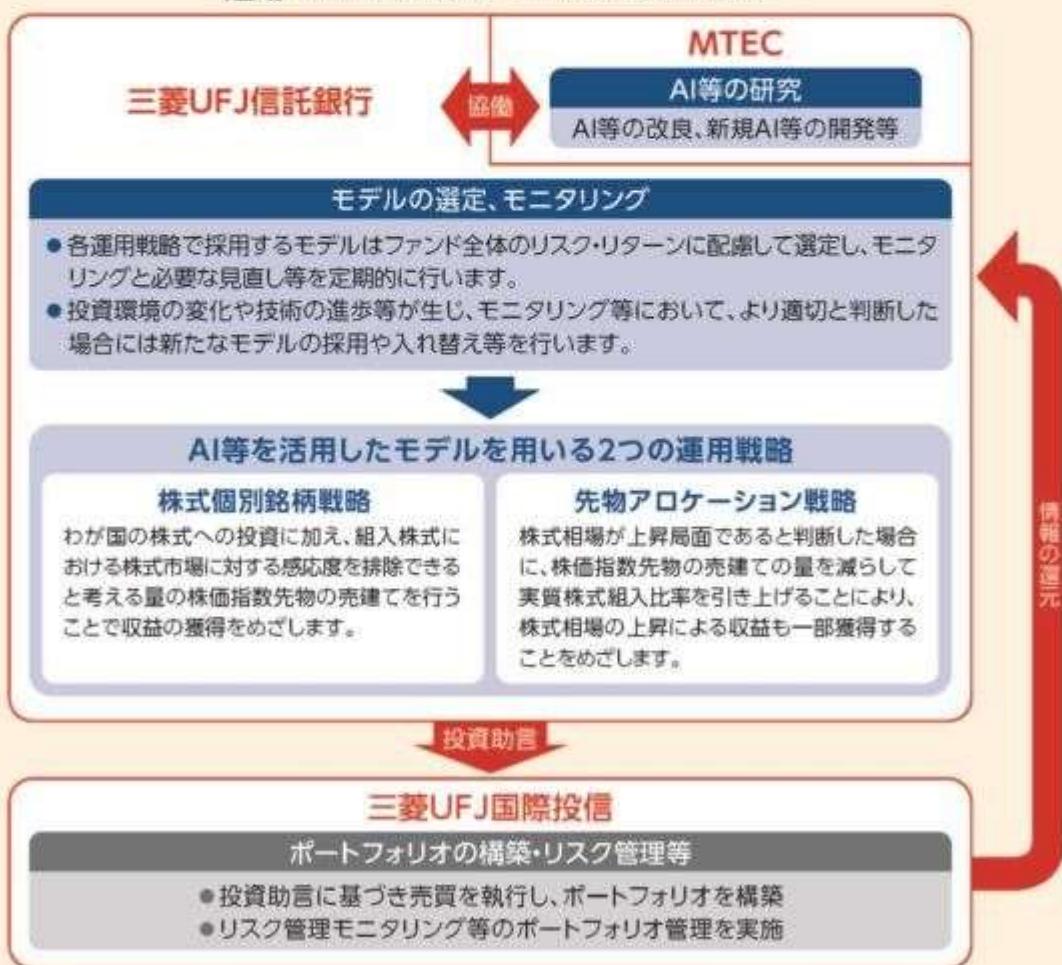
**絶対収益追求とは**

特定の市場の動向に左右されにくい収益の追求をめざすことをいいます。必ず収益を得られることを意味するものではありません。

◆ 株式個別銘柄戦略では、わが国の株式への投資に加え株価指数先物を売建てることで収益の獲得をめざします。

株式の組入比率は株価指数先物取引にかかる証拠金の水準や株式の投資銘柄選択の結果等を勘案し決定されます。また、組入株式における株式市場に対する感応度を排除できると考える量の株価指数先物の売建てを行うことを基本とします。

◆ 先物アロケーション戦略では、株式相場が上昇局面であると判断した場合に、株価指数先物の売建ての量を減らすことで実質株式組入比率を引き上げることを基本とし、株式相場の上昇による収益も一部獲得することをめざします。なお、株価指数先物の売建ての量の減少は、組入株式における株式市場に対する感応度の半分程度を限度とします。

**運用プロセスのイメージ** (2021年2月末現在)

\*上記は運用プロセスの概要を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

\*上記各運用戦略の収益の源泉については後掲「追加的記載事項」の「ファンドの収益のイメージ」をご確認ください。

\*委託会社の「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ

(<https://www.am.mutg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

**特色3**

各運用戦略で採用するモデルはファンド全体のリスク・リターンに配慮して選定し、モニタリングと必要な見直し等を定期的に行います。

**特色4**

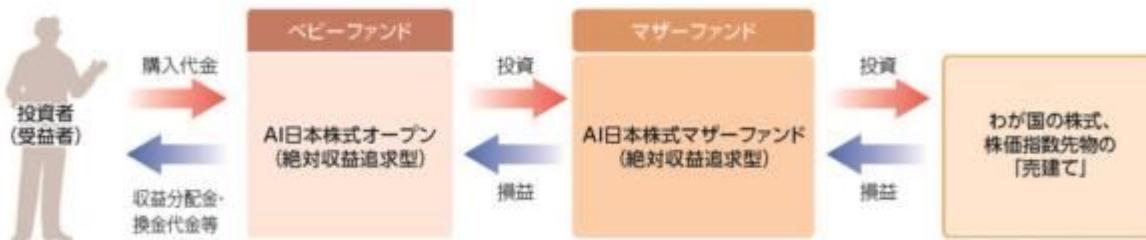
年2回の決算時(1月・7月の各31日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。

- ◆ 投資環境の変化や技術の進歩等が生じ、モニタリング等においてより適切と判断した場合には、新たなモデルの採用や入れ替え等を行います。
- ◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ◆ 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**■ ファンドのしくみ**

- ◆ ファミリーファンド方式により運用を行います。

\*ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をペビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

**■ 主な投資制限**

株式への投資	株式への実質投資割合に制限を設けません。
株式の一銘柄制限	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

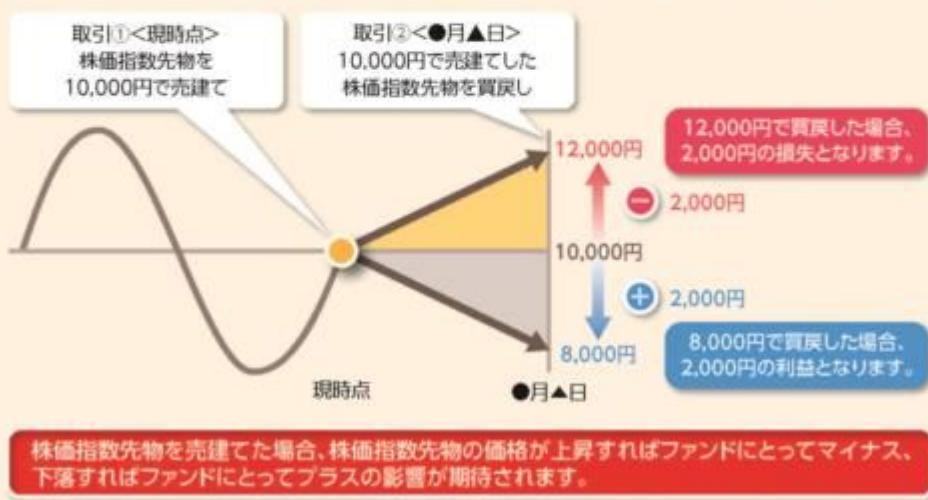
## 追加的記載事項

### ■ 株価指数先物の「売建て」について

#### 株価指数先物の「売建て」とは…

先物取引とは、将来のあらかじめ定められた期日に、特定の商品(原資産)を、現時点で取り決めた価格(先物価格)で売買する事を約束する取引で、値動きのある資産の不確実な値動きに備えるための手段の一つとして、広く活用されています。

株価指数先物の「売建て」とは、将来時点の株価指数について、現時点の先物価格で「売る」取引のことです。例えば、原資産を保有していた場合、株価指数先物の「売建て」を行っておけば仮に将来、資産の価格が下落した場合でも、値下がりした時点で株価指数先物を買戻すことによって、損失を回避することが期待されます。



株価指数先物を売建てた場合、株価指数先物の価格が上昇すればファンドにとってマイナス、下落すればファンドにとってプラスの影響が期待されます。

\*上記は株価指数先物の概要を説明するために表したものであり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。  
※株価指数先物は、買う約束をすることも可能です。また、期日まで待たずに反対売買を行うことにより、損益を確定することができます。

## ■ ファンドの損益のイメージ

◆ ファンドの損益は主に①個別銘柄選択要因<sup>\*1</sup>と②市場要因<sup>\*2</sup>によって決まります。



\*1「個別銘柄選択要因(個別銘柄特有の要因)」とは、組入株式全体の値動きが株式市場全体の値動きを上回る(下回る)部分(市場非連動部分)です。

\*2「市場要因(株式市場の感応度)」とは、株式市場全体の値動きの影響を受ける部分(市場連動部分)です。

※各運用戦略の損益の大きさによって、ファンドへの影響度合いが異なります。

### 株式個別銘柄戦略における収益の源泉

株式個別銘柄戦略では、市場要因を排除するため、個別銘柄選択要因が収益の源泉となります。このため組入株式全体の値動きが株式市場全体の値動きを上回ればファンドにプラスの、下回ればマイナスの影響を与えます。



### 先物アロケーション戦略における収益の源泉

先物アロケーション戦略により、ファンドに実質株式組入がある場合、株式相場が上昇すればファンドにプラスの、下落すればマイナスの影響を与えます。



※ファンドは特定の市場の動向に左右されにくい収益の追求をめざしますが、先物アロケーション戦略を行うことにより、株式市場の動向に左右されることになります。

※上記はあくまでもイメージであり、実際のリターンを示すものではありません。

※上記はファンドの損益のイメージをご理解いただくために簡易的に表したもので、このため、全てを網羅できていない、または実際とは異なる場合があります。また上記は将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。

※上記は便宜上、株式個別銘柄戦略で市場要因を全て排除し、先物アロケーション戦略で実質株式組入比率を新たに保有し直した説明していますが、実際には両運用戦略を勘案してポートフォリオを構築します。

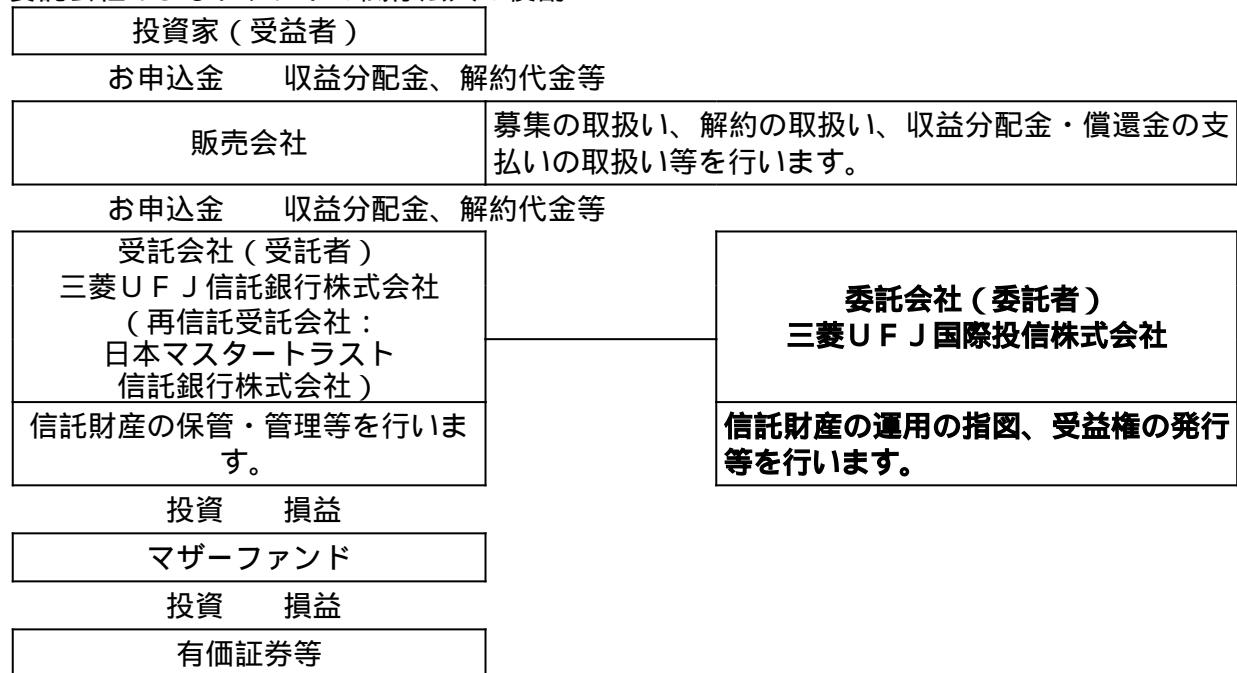
## (2) 【ファンドの沿革】

2017年2月1日

設定日、信託契約締結、運用開始

## (3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



## 委託会社と関係法人との契約の概要

概要	
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況（2021年2月末現在）

## ・金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号

## ・設立年月日

1985年8月1日

## ・資本金

2,000百万円

## ・沿革

1997年5月

東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月

東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月

三菱投信株式会社とユーワフェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月

三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

## ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2 【投資方針】

### ( 1 ) 【投資方針】

A.I 日本株式マザーファンド（絶対収益追求型）受益証券を主要投資対象とします。

A.I 日本株式マザーファンド（絶対収益追求型）受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式への投資と株価指数先物取引の売建てを行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### ( 2 ) 【投資対象】

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

ア. 有価証券先物取引等

ビ. スワップ取引

ハ. 約束手形

二. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### 有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするA.I 日本株式マザーファンド（絶対収益追求型）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）

**および新株予約権証券**

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16.において同じ。）で16.で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）  
なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

**金融商品の指図範囲**

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

**その他の投資対象**

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

**< A.I 日本株式マザーファンド（絶対収益追求型）の概要 >****1. 基本方針**

この投資信託は、特定の市場に左右されることなく収益の獲得をめざして運用を行います。

**2. 運用方法****(1) 投資対象**

わが国の株式および株価指数先物取引にかかる権利を主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

主としてわが国の株式への投資と株価指数先物取引の売建てを行います。

株価指数先物取引の売建てを行うことにより株式市場の価格変動リスクの低減を図ることを基本としますが、市況見通しに応じて株式の実質組入比率を調整する場合があります。

株式の実質組入比率の限度は、組入株式の市場感応度が半分程度となるまでとします。

株式投資に係る銘柄選定および株式の実質組入比率の決定は、A.I (Artificial Intelligence : 人工知能) 等を活用した複数のモデルを用います。なお、採用されるモデルについては定期的に見直します。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (3) 投資制限

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

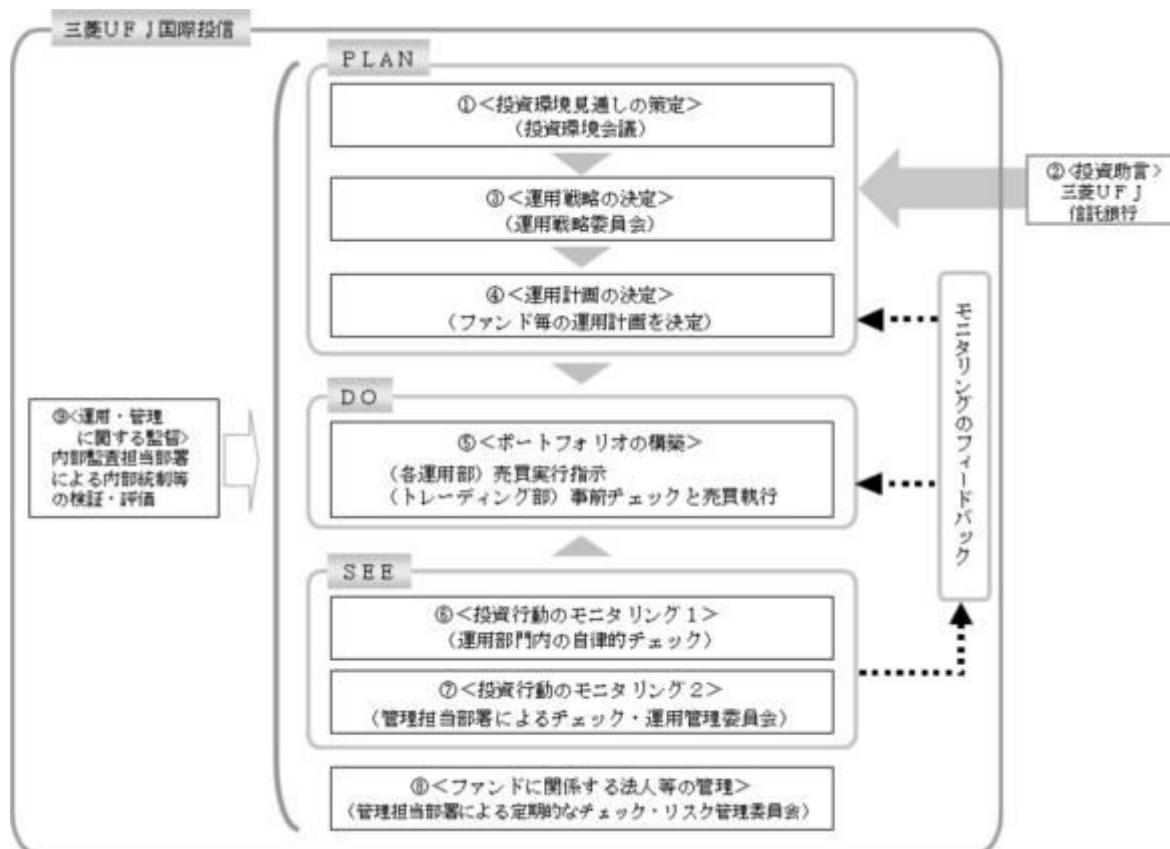
外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

## (3) 【運用体制】



## 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

## 投資助言

当ファンドは、三菱UFJ信託銀行（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

## 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通し、およびの投資助言に沿って運用戦略を決定します。

## 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

## ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の

指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

#### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

#### ファンドに關係する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

### （4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

### （5）【投資制限】

#### <信託約款に定められた投資制限>

##### 外貨建資産

a . 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 新株引受権証券および新株予約権証券

a . 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 投資信託証券

- a . 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a . およびb . において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### 同一銘柄の株式等

- a . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- d . c . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### 同一銘柄の転換社債等

- a . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### 有価証券先物取引等

- a . 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- b . 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c . 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの

限りではありません。

- c . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 信用取引

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b . a . の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1 . 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - 2 . 株式分割により取得する株券
  - 3 . 有償増資により取得する株券
  - 4 . 売出しにより取得する株券
  - 5 . 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  - 6 . 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5 . に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 外国為替予約取引

- a . 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### 公社債の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b . a . の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

#### 資金の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 投資する株式等の範囲

- a . 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当また

は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- b . a . の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

#### 有価証券の貸付

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図することができます。
- 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b . a . に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

#### デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

#### 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3 【投資リスク】

#### ( 1 ) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

- ( 主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。 )

**価格変動リスク**

株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

**信用リスク**

株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

**流動性リスク**

有価証券等を売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

**株価指数先物に関するリスク**

株価指数先物は株価変動等の影響を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。なお、需給や当該株価指数に対する期待等により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があります。また、株価指数先物を売建てている場合に、株価指数先物価格の上昇により損失が発生すると、基準価額の下落要因となります。

**株式個別銘柄戦略と先物アロケーション戦略を用いることによるリスク**

株式個別銘柄戦略では、株式の投資に加え、組入株式における株式市場に対する感応度を排除できると考える量の株価指数先物を売建てることで、収益の獲得をめざします。ただし、完全に株式市場に対する感応度を排除することはできません。一般的に、株式の投資は株式市場の感応度(市場要因)による影響のほか個別銘柄特有の要因(個別銘柄選択要因)の影響を受けます。このため、株式個別銘柄戦略では、組入株式全体の株式市場全体に対する相対的なパフォーマンスが投資成果となり、組入株式全体が株式市場全体を下回るパフォーマンスとなった場合には基準価額の下落要因となります。

先物アロケーション戦略では、株式相場が上昇局面であると判断した場合に株価指数先物の売建て量を減らして実質株式組入比率を引き上げることにより、株式相場の上昇も一部獲得することをめざします。このため、ファンドに実質株式組入がある場合は株式市場全体の値動きの影響を受けることとなり、株式相場が下落した場合には基準価額の下落要因となります。

**留意事項**

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。  
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

**(2) 投資リスクに対する管理体制**

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から

独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

**トレーディング担当部署**

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

**コンプライアンス担当部署**

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

**リスク管理担当部署**

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

**内部監査担当部署**

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

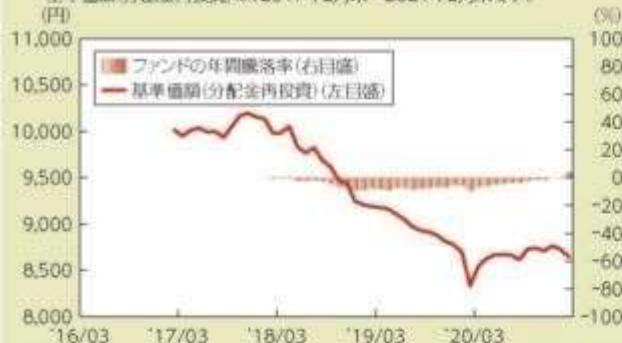
\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

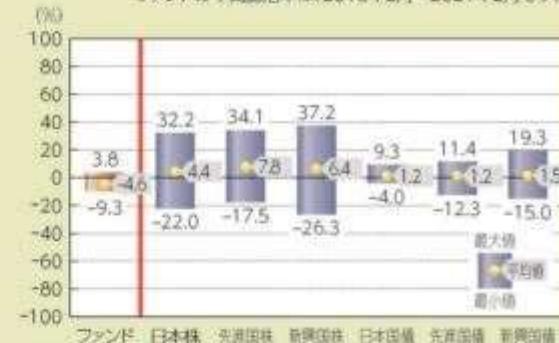
### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2018年2月～2021年2月です。  
基準価額(分配金再投資)は、2017年2月末～2021年2月末です。(円)



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2016年3月末～2021年2月末)  
ファンドの年間騰落率は、2018年2月～2021年2月です。



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

### 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指教名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指教で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指教です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指教で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指教で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指教の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指教の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指教を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指教で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指教の著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指教は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込価額(発行価格) × 3.3% (税抜 3 %) を上限として販売会社が定める手数料率  
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、

分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

#### (2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

#### (3) 【信託報酬等】

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.32%（税抜 1.2%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)  
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.66%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

#### (4) 【その他の手数料等】

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償

還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

#### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

#### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### 【A I 日本株式オープン（絶対収益追求型）】

#### (1) 【投資状況】

令和3年2月26日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,279,225,169	99.48
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		17,063,168	0.52
純資産総額		3,296,288,337	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2) 【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

###### a 評価額上位30銘柄

令和3年2月26日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	A I 日本株式マザーファンド（絶対収益追求型）	3,597,614,009	0.9214	3,314,841,548	0.9115	3,279,225,169	99.48

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

###### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和3年2月26日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.48
合計	99.48

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

##### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成29年 7月31日)	12,638,956,706	12,638,956,706	9,998	9,998
第2計算期間末日 (平成30年 1月31日)	10,275,444,106	10,295,764,195	10,114	10,134
第3計算期間末日 (平成30年 7月31日)	8,406,041,996	8,406,041,996	9,803	9,803
第4計算期間末日 (平成31年 1月31日)	6,572,833,473	6,572,833,473	9,190	9,190
第5計算期間末日 (令和 1年 7月31日)	5,546,049,275	5,546,049,275	8,952	8,952
第6計算期間末日 (令和 2年 1月31日)	4,431,028,216	4,431,028,216	8,676	8,676
第7計算期間末日 (令和 2年 7月31日)	3,924,332,746	3,924,332,746	8,647	8,647
第8計算期間末日 (令和 3年 2月 1日)	3,419,128,763	3,419,128,763	8,730	8,730
令和 2年 2月末日	4,093,723,491		8,316	
3月末日	4,119,132,611		8,527	
4月末日	4,127,667,381		8,609	
5月末日	4,107,101,052		8,652	
6月末日	3,974,303,710		8,654	
7月末日	3,924,332,746		8,647	
8月末日	3,837,981,227		8,597	
9月末日	3,819,921,650		8,714	
10月末日	3,739,370,587		8,723	
11月末日	3,641,796,477		8,692	
12月末日	3,508,320,044		8,746	
令和 3年 1月末日	3,410,078,713		8,710	
2月末日	3,296,288,337		8,628	

#### 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	20円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円

第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.02
第2計算期間	1.36
第3計算期間	3.07
第4計算期間	6.25
第5計算期間	2.58
第6計算期間	3.08
第7計算期間	0.33
第8計算期間	0.95

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	15,162,777,790	2,521,714,566	12,641,063,224
第2計算期間	1,081,737,229	3,562,755,915	10,160,044,538
第3計算期間	298,003,121	1,882,680,733	8,575,366,926
第4計算期間	140,936,204	1,564,376,556	7,151,926,574
第5計算期間	70,354,875	1,026,887,239	6,195,394,210
第6計算期間	95,029,744	1,183,287,793	5,107,136,161
第7計算期間	83,560,213	652,288,798	4,538,407,576
第8計算期間	61,046,454	682,716,267	3,916,737,763

## (参考)

## A I 日本株式マザーファンド(絶対収益追求型)

## 投資状況

令和3年2月26日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	2,076,857,460	63.33

コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		1,202,470,817	36.67
純資産総額		3,279,328,277	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### その他の資産の投資状況

令和3年2月26日現在

(単位:円)

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
株価指数先物取引	売建	日本	1,406,625,000	42.89

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### a 評価額上位30銘柄

令和3年2月26日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	キーエンス	電気機器	900	57,680.00	51,912,000	50,560.00	45,504,000	1.39
日本	株式	任天堂	その他製品	700	62,640.00	43,848,000	64,750.00	45,325,000	1.38
日本	株式	デンソー	輸送用機器	5,700	5,925.00	33,772,500	6,388.00	36,411,600	1.11
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4,600	7,325.22	33,696,012	7,873.00	36,215,800	1.10
日本	株式	ソニー	電気機器	3,200	10,214.75	32,687,200	11,120.00	35,584,000	1.09
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	10,400	2,644.05	27,498,189	2,758.00	28,683,200	0.87
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	7,100	3,328.24	23,630,504	3,742.00	26,568,200	0.81
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	600	40,290.00	24,174,000	43,550.00	26,130,000	0.80
日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	32,700	619.19	20,247,765	784.00	25,636,800	0.78
日本	株式	日本電産	電気機器	1,800	14,195.00	25,551,000	13,520.00	24,336,000	0.74
日本	株式	H O Y A	精密機器	2,000	13,245.00	26,490,000	12,100.00	24,200,000	0.74
日本	株式	日立製作所	電気機器	4,800	4,506.53	21,631,344	4,876.00	23,404,800	0.71
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	7,900	2,782.87	21,984,673	2,911.50	23,000,850	0.70
日本	株式	三井物産	卸売業	10,100	1,934.60	19,539,543	2,263.50	22,861,350	0.70
日本	株式	KDDI	情報・通信業	6,000	3,104.84	18,629,040	3,290.00	19,740,000	0.60
日本	株式	塩野義製薬	医薬品	3,600	5,715.00	20,574,000	5,413.00	19,486,800	0.59
日本	株式	オリックス	その他金融業	10,800	1,720.01	18,576,108	1,801.50	19,456,200	0.59
日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	3,100	6,130.00	19,003,000	6,270.00	19,437,000	0.59
日本	株式	SMC	機械	300	64,510.00	19,353,000	62,900.00	18,870,000	0.58

日本	株式	オービック	情報・通信業	1,000	19,630.64	19,630,640	17,980.00	17,980,000	0.55
日本	株式	エムスリー	サービス業	2,100	9,280.00	19,488,000	8,425.00	17,692,500	0.54
日本	株式	中部電力	電気・ガス業	13,200	1,313.06	17,332,492	1,307.50	17,259,000	0.53
日本	株式	カブコン	情報・通信業	2,600	6,690.00	17,394,000	6,480.00	16,848,000	0.51
日本	株式	ネクソン	情報・通信業	5,000	3,295.00	16,475,000	3,360.00	16,800,000	0.51
日本	株式	システムズ	電気機器	1,500	12,700.00	19,050,000	11,085.00	16,627,500	0.51
日本	株式	パナソニック	電気機器	11,900	1,344.04	15,994,076	1,365.50	16,249,450	0.50
日本	株式	小林製薬	化学	1,600	11,810.00	18,896,000	10,060.00	16,096,000	0.49
日本	株式	日本空港ビルディング	不動産業	3,100	5,552.15	17,211,665	5,130.00	15,903,000	0.48
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	10,100	1,404.95	14,189,995	1,559.00	15,745,900	0.48
日本	株式	中外製薬	医薬品	3,300	5,459.00	18,014,700	4,763.00	15,717,900	0.48

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 2月26日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	鉱業	0.78
	建設業	2.11
	食料品	1.64
	繊維製品	0.31
	化学	4.36
	医薬品	3.07
	ゴム製品	0.46
	ガラス・土石製品	0.74
	鉄鋼	0.32
	非鉄金属	0.90
	金属製品	0.10
	機械	4.76
	電気機器	11.69
	輸送用機器	3.36
	精密機器	1.78
	その他製品	2.26
	電気・ガス業	1.07
	陸運業	0.81
	倉庫・運輸関連業	0.13
	情報・通信業	7.16
	卸売業	2.99
	小売業	4.40
	銀行業	1.47
	証券、商品先物取引業	0.15

保険業	0.12
その他金融業	0.79
不動産業	1.17
サービス業	4.42
小計	63.33
合計	63.33

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

令和3年2月26日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 21年03月限	売建	75	円	1,423,498,100	1,406,625,000	42.89

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

#### 参考情報

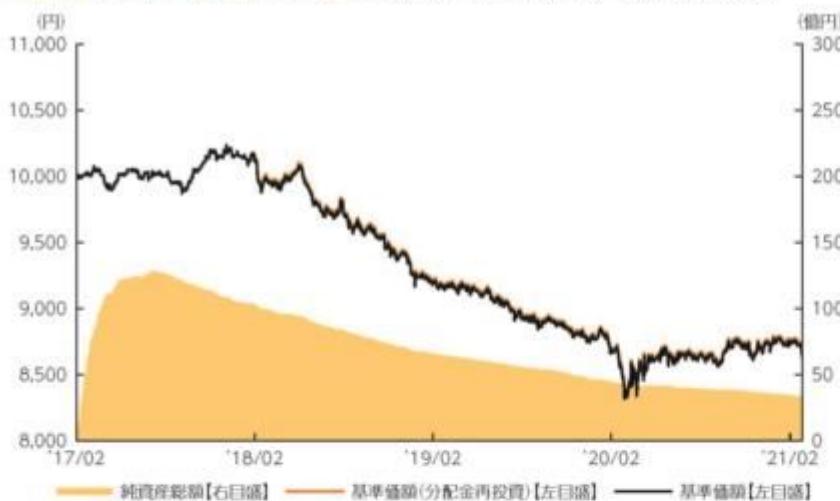


# 運用実績

2021年2月26日現在

**■ 基準価額・純資産の推移**

2017年2月1日(設定日)～2021年2月26日



・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示

・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

**■ 基準価額・純資産**

基 準 価 額	8,628円
純 資 産 総 額	32.9億円

・純資産額は表示桁未満切捨て

**■ 分配の推移**

2021年 2月	0円
2020年 7月	0円
2020年 1月	0円
2019年 7月	0円
2019年 1月	0円
2018年 7月	0円
設 定 来 累 計	20円

・分配金は1万口当たり、税引前

**■ 主要な資産の状況**

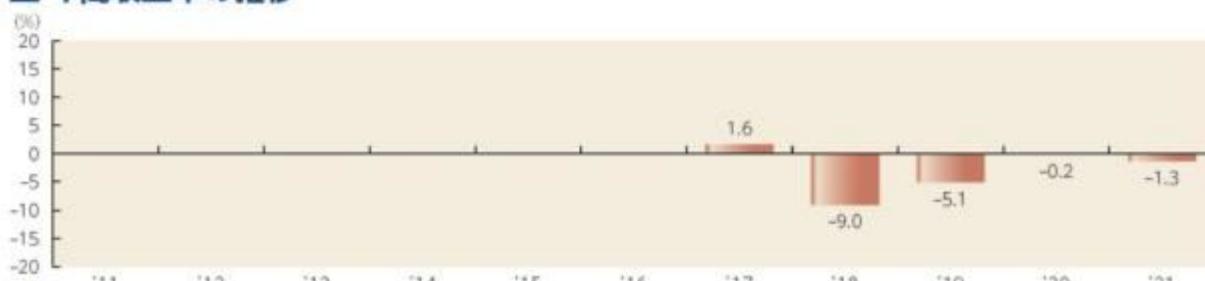
組入上位業種		組入上位銘柄	
	比率		比率
1 電気機器	11.6%	1 キーエンス	電気機器 1.4%
2 情報・通信業	7.1%	2 任天堂	その他製品 1.4%
3 機械	4.7%	3 デンソー	輸送用機器 1.1%
4 サービス業	4.4%	4 トヨタ自動車	輸送用機器 1.1%
5 小売業	4.4%	5 ソニー	電気機器 1.1%
6 化学	4.3%	6 日本電信電話	情報・通信業 0.9%
7 輸送用機器	3.3%	7 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業 0.8%
8 医薬品	3.1%	8 東京エレクトロン	電気機器 0.8%
9 卸売業	3.0%	9 国際石油開発帝石	鉱業 0.8%
10 その他製品	2.2%	10 日本電産	電気機器 0.7%

**■ その他資産の状況**

比率 株価指数先物取引(売建) -42.7%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

**■ 年間收益率の推移**

・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算

・2017年は設定日から年末までの、2021年は年初から2月26日までの收益率を表示

・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 1【申込（販売）手続等】

### 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### 申込単位

販売会社が定める単位

### 申込価額

取得申込受付日の基準価額

### 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### 申込手数料

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

### 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

### 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

### 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得の申込みの受付を中止することができます。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2【換金（解約）手続等】

**解約の受付**

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

**解約単位**

販売会社が定める単位

**解約価額**

解約請求受付日の基準価額

**信託財産留保額**

ありません。

**解約価額の算出頻度**

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

**解約価額の照会方法**

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

**支払開始日**

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

**解約請求受付時間**

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

**解約請求受付の中止および取消し**

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

**3【資産管理等の概要】****(1)【資産の評価】****基準価額の算出方法**

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいま

す。

(資産の評価方法)

・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

**基準価額の算出頻度**

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

**基準価額の照会方法**

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2027年1月29日まで（2017年2月1日設定）

ただし、後記「ファンダの償還条件等」の規定によりファンダを償還させることができます。ま

た、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4) 【計算期間】

毎年2月1日から7月31日および8月1日から翌年1月31日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

#### (5) 【その他】

##### ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

##### 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

##### ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいづれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

##### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をする

ことにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

#### 運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

#### ( 1 ) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

##### 分配金受取コース(一般コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

##### 分配金再投資コース(累積投資コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

#### ( 2 ) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### （3）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年8月1日から令和3年2月1日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

### 1【財務諸表】

## 【A I 日本株式オープン(絶対収益追求型)】

## (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第7期 [ 令和 2年 7月31日現在 ]	第8期 [ 令和 3年 2月 1日現在 ]
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	39,932,316	34,627,551
親投資信託受益証券	3,918,943,508	3,408,787,795
未収入金	-	16,810,000
流動資産合計	3,958,875,824	3,460,225,346
<b>資産合計</b>	<b>3,958,875,824</b>	<b>3,460,225,346</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	7,529,271	16,267,225
未払受託者報酬	898,517	825,860
未払委託者報酬	26,056,922	23,949,868
未払利息	26	9
その他未払費用	58,342	53,621
流動負債合計	34,543,078	41,096,583
<b>負債合計</b>	<b>34,543,078</b>	<b>41,096,583</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	4,538,407,576	3,916,737,763
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	614,074,830	497,609,000
(分配準備積立金)	91,406,948	88,943,054
元本等合計	3,924,332,746	3,419,128,763
<b>純資産合計</b>	<b>3,924,332,746</b>	<b>3,419,128,763</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>3,958,875,824</b>	<b>3,460,225,346</b>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

	(単位:円)	
	第7期 自 令和 2年 2月 1日 至 令和 2年 7月31日	第8期 自 令和 2年 8月 1日 至 令和 3年 2月 1日
<b>営業収益</b>		
受取利息	213	31
有価証券売買等損益	<u>8,543,703</u>	<u>60,124,287</u>
営業収益合計	<u>8,543,916</u>	<u>60,124,318</u>
<b>営業費用</b>		
支払利息	6,065	2,954
受託者報酬	898,517	825,860
委託者報酬	26,056,922	23,949,868
その他費用	<u>58,342</u>	<u>53,621</u>
営業費用合計	<u>27,019,846</u>	<u>24,832,303</u>
営業利益又は営業損失( )	18,475,930	35,292,015
経常利益又は経常損失( )	18,475,930	35,292,015
当期純利益又は当期純損失( )	18,475,930	35,292,015
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	5,847,951	3,240,572
期首剩余金又は期首次損金( )	676,107,945	614,074,830
剩余金増加額又は欠損金減少額	86,400,358	92,361,053
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	86,400,358	92,361,053
剩余金減少額又は欠損金増加額	11,739,264	7,946,666
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	11,739,264	7,946,666
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金( )	614,074,830	497,609,000

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年1月31日および7月31日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和2年8月1日から令和3年2月1日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第7期 [令和2年7月31日現在]	第8期 [令和3年2月1日現在]
1. 期首元本額	5,107,136,161円	4,538,407,576円
期中追加設定元本額	83,560,213円	61,046,454円
期中一部解約元本額	652,288,798円	682,716,267円
2. 元本の欠損  純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	614,074,830円	497,609,000円
3. 受益権の総数	4,538,407,576口	3,916,737,763口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 令和2年2月1日 至 令和2年7月31日			第8期 自 令和2年8月1日 至 令和3年2月1日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,242,687円	費用控除後の配当等収益額	A	11,194,610円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	25,103,273円	収益調整金額	C	22,842,113円
分配準備積立金額	D	88,164,261円	分配準備積立金額	D	77,748,444円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D		116,510,221円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D		111,785,167円
当ファンドの期末残存口数	F	4,538,407,576口	当ファンドの期末残存口数	F	3,916,737,763口
1万口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000		256円	1万口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000		285円
1万口当たり分配金額 H		円	1万口当たり分配金額 H		円
収益分配金額 I=F*H/10,000		円	収益分配金額 I=F*H/10,000		円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自 令和 2年 2月 1日 至 令和 2年 7月31日	第8期 自 令和 2年 8月 1日 至 令和 3年 2月 1日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 [ 令和 2年 7月31日現在 ]	第8期 [ 令和 3年 2月 1日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>

区分	第7期 [令和2年7月31日現在]	第8期 [令和3年2月1日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左 同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第7期 [令和2年7月31日現在]	第8期 [令和3年2月1日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	12,969,476	55,123,656
合計	12,969,476	55,123,656

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第7期 [令和2年7月31日現在]	第8期 [令和3年2月1日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8647円 (8,647円)	0.8730円 (8,730円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	A.I 日本株式マザーファンド(絶対収益追求型)	3,699,574,339	3,408,787,795	
	合計	3,699,574,339	3,408,787,795	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## A.I 日本株式マザーファンド(絶対収益追求型)

## 貸借対照表

(単位：円)

[令和3年2月1日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,180,715,447
株式	2,157,242,050
派生商品評価勘定	6,093,600
未収入金	36,951,496
未収配当金	2,862,222
差入委託証拠金	71,370,000
流動資産合計	3,455,234,815
資産合計	3,455,234,815
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	10,956,500

[令和3年2月1日現在]

前受金	18,580,000
未払解約金	16,810,000
未払利息	317
流動負債合計	46,346,817
負債合計	46,346,817
純資産の部	
元本等	
元本	3,699,574,339
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	290,686,341
元本等合計	3,408,887,998
純資産合計	3,408,887,998
負債純資産合計	3,455,234,815

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和3年2月1日現在]
1. 期首	令和2年8月1日 4,323,158,862円
期首先元本額	円
期中追加設定元本額	623,584,523円
期中一部解約元本額	
元本の内訳	
A I 日本株式オープン(絶対収益追求型)	3,699,574,339円
合計	3,699,574,339円
2. 元本の欠損	290,686,341円
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	
3. 受益権の総数	3,699,574,339口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年 8月 1日 至 令和 3年 2月 1日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 令和 3年 2月 1日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差 額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	( 1 ) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載してあります。 ( 2 ) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 ( 3 ) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[ 令和 3年 2月 1日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	281,429,480

合計	281,429,480
----	-------------

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和3年2月1日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
			うち1年超	1年以内	
市場取引	株価指数先物取引 売建	1,425,700,000		1,430,520,000	4,820,000
合計		1,425,700,000		1,430,520,000	4,820,000

(注)時価の算定方法

1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和3年2月1日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9214円 (9,214円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1377	サカタのタネ	900	3,645.00	3,280,500	

1605	国際石油開発帝石	28,200	601.00	16,948,200	
1414	ショーボンドホールディングス	800	4,520.00	3,616,000	
1417	ミライ特・ホールディングス	2,200	1,707.00	3,755,400	
1419	タマホーム	3,400	1,916.00	6,514,400	
1812	鹿島建設	7,200	1,417.00	10,202,400	
1820	西松建設	5,000	2,464.00	12,320,000	
1824	前田建設工業	10,000	877.00	8,770,000	
1893	五洋建設	5,700	873.00	4,976,100	
1928	積水ハウス	2,100	2,050.00	4,305,000	
1944	きんでん	1,800	1,715.00	3,087,000	
2001	ニッパン	3,600	1,620.00	5,832,000	
2060	フィード・ワン	5,000	864.00	4,320,000	
2264	森永乳業	2,500	5,030.00	12,575,000	
2269	明治ホールディングス	500	7,110.00	3,555,000	
2593	伊藤園	600	6,440.00	3,864,000	
2602	日清オイリオグループ	1,800	3,035.00	5,463,000	
2811	カゴメ	1,200	3,390.00	4,068,000	
2871	ニチレイ	1,400	2,940.00	4,116,000	
2897	日清食品ホールディングス	500	8,800.00	4,400,000	
2914	日本たばこ産業	2,500	2,088.00	5,220,000	
8111	ゴールドウイン	1,700	6,310.00	10,727,000	
4021	日産化学	2,400	6,040.00	14,496,000	
4023	クレハ	1,300	6,600.00	8,580,000	
4043	トクヤマ	4,000	2,675.00	10,700,000	
4046	大阪ソーダ	2,400	2,540.00	6,096,000	
4061	デンカ	1,200	4,050.00	4,860,000	
4088	エア・ウォーター	11,500	1,720.00	19,780,000	
4183	三井化学	1,500	3,165.00	4,747,500	
4206	アイカ工業	3,700	3,675.00	13,597,500	
4403	日油	1,000	5,120.00	5,120,000	
4465	ニイタカ	1,500	2,635.00	3,952,500	
4901	富士フィルムホールディングス	900	6,063.00	5,456,700	
4912	ライオン	1,400	2,366.00	3,312,400	
4921	ファンケル	3,100	3,965.00	12,291,500	
4927	ポーラ・オルビスホールディングス	5,000	1,997.00	9,985,000	
4967	小林製薬	1,700	11,810.00	20,077,000	
6988	日東電工	600	9,670.00	5,802,000	
7947	エフピコ	800	4,165.00	3,332,000	
8113	ユニー・チャーム	1,000	4,663.00	4,663,000	
4502	武田薬品工業	4,000	3,723.00	14,892,000	
4507	塩野義製薬	4,000	5,715.00	22,860,000	
4519	中外製薬	4,000	5,459.00	21,836,000	

4540	ツムラ	2,700	3,410.00	9,207,000	
4541	日医工	4,700	1,008.00	4,737,600	
4555	沢井製薬	2,100	4,730.00	9,933,000	
4568	第一三共	2,800	3,368.00	9,430,400	
4581	大正製薬ホールディングス	1,100	6,880.00	7,568,000	
4587	ペプチドリーム	2,400	6,340.00	15,216,000	
5108	ブリヂストン	1,500	3,906.00	5,859,000	
5110	住友ゴム工業	7,100	980.00	6,958,000	
5201	A G C	1,400	3,665.00	5,131,000	
5233	太平洋セメント	5,700	2,632.00	15,002,400	
5334	日本特殊陶業	2,600	1,948.00	5,064,800	
5423	東京製鐵	10,000	747.00	7,470,000	
5444	大和工業	1,500	2,695.00	4,042,500	
5703	日本軽金属ホールディングス	4,200	1,927.00	8,093,400	
5711	三菱マテリアル	3,400	2,284.00	7,765,600	
5802	住友電気工業	5,300	1,420.50	7,528,650	
5857	アサヒホールディングス	1,000	4,440.00	4,440,000	
5947	リンナイ	400	11,430.00	4,572,000	
5631	日本製鋼所	2,000	3,075.00	6,150,000	
6013	タクマ	2,900	2,221.00	6,440,900	
6146	ディスコ	500	34,900.00	17,450,000	
6165	パンチ工業	5,800	417.00	2,418,600	
6273	S M C	400	64,510.00	25,804,000	
6278	ユニオンツール	800	3,505.00	2,804,000	
6289	技研製作所	1,200	5,000.00	6,000,000	
6291	日本エアーテック	1,500	1,446.00	2,169,000	
6326	クボタ	5,500	2,378.50	13,081,750	
6367	ダイキン工業	700	22,255.00	15,578,500	
6370	栗田工業	3,600	4,505.00	16,218,000	
6371	椿本チエイン	1,600	2,727.00	4,363,200	
6383	ダイワク	1,500	12,400.00	18,600,000	
6406	フジテック	1,100	2,382.00	2,620,200	
6420	フクシマガリレイ	600	4,260.00	2,556,000	
6458	新晃工業	1,400	1,840.00	2,576,000	
6463	T P R	2,700	1,404.00	3,790,800	
7004	日立造船	8,900	615.00	5,473,500	
7013	I H I	3,400	1,895.00	6,443,000	
3105	日清紡ホールディングス	9,400	800.00	7,520,000	
6501	日立製作所	4,800	4,475.00	21,480,000	
6592	マブチモーター	900	4,500.00	4,050,000	
6594	日本電産	2,200	14,195.00	31,229,000	
6645	オムロン	1,900	9,520.00	18,088,000	

6674	ジーエス・ユアサ コーポレーション	3,900	3,270.00	12,753,000	
6741	日本信号	5,000	930.00	4,650,000	
6744	能美防災	2,700	2,218.00	5,988,600	
6752	パナソニック	11,900	1,339.50	15,940,050	
6755	富士通ゼネラル	900	2,742.00	2,467,800	
6758	ソニー	3,300	10,155.00	33,511,500	
6804	ホシデン	6,400	966.00	6,182,400	
6845	アズビル	1,300	5,410.00	7,033,000	
6849	日本光電工業	600	3,150.00	1,890,000	
6859	エスペック	1,200	1,961.00	2,353,200	
6861	キーエンス	1,000	57,680.00	57,680,000	
6869	シスメックス	1,900	12,700.00	24,130,000	
6920	レザーテック	1,500	14,290.00	21,435,000	
6923	スタンレー電気	1,400	3,450.00	4,830,000	
6928	エノモト	1,700	1,532.00	2,604,400	
6952	カシオ計算機	2,400	1,951.00	4,682,400	
6965	浜松ホトニクス	3,500	6,130.00	21,455,000	
7276	小糸製作所	2,200	7,180.00	15,796,000	
7752	リコー	11,400	817.00	9,313,800	
8035	東京エレクトロン	700	40,290.00	28,203,000	
6902	デンソー	7,300	5,925.00	43,252,500	
7203	トヨタ自動車	4,700	7,294.00	34,281,800	
7267	本田技研工業	8,100	2,774.00	22,469,400	
7270	S U B A R U	3,300	2,025.00	6,682,500	
7309	シマノ	200	25,230.00	5,046,000	
4543	テルモ	600	4,104.00	2,462,400	
5187	クリエートメディック	2,200	968.00	2,129,600	
6376	日機装	2,400	1,022.00	2,452,800	
7600	日本エム・ディ・エム	1,000	2,090.00	2,090,000	
7702	J M S	2,600	1,020.00	2,652,000	
7730	マニー	4,400	2,775.00	12,210,000	
7732	トプコン	1,900	1,281.00	2,433,900	
7741	H O Y A	2,400	13,245.00	31,788,000	
7743	シード	3,900	601.00	2,343,900	
7747	朝日インテック	6,100	3,420.00	20,862,000	
7780	メニコン	400	6,300.00	2,520,000	
7979	松風	1,300	1,827.00	2,375,100	
8050	セイコーホールディングス	4,600	1,430.00	6,578,000	
8086	ニプロ	2,000	1,242.00	2,484,000	
7832	バンダイナムコホールディングス	1,800	9,140.00	16,452,000	
7867	タカラトミー	2,700	904.00	2,440,800	
7893	プロネクサス	2,400	1,134.00	2,721,600	

7911	凸版印刷	4,600	1,522.00	7,001,200	
7916	光村印刷	400	1,763.00	705,200	
7952	河合楽器製作所	700	2,833.00	1,983,100	
7956	ビジョン	2,700	4,800.00	12,960,000	
7962	キングジム	2,900	885.00	2,566,500	
7974	任天堂	800	62,640.00	50,112,000	
9502	中部電力	10,400	1,301.00	13,530,400	
9513	電源開発	5,600	1,664.00	9,318,400	
9532	大阪瓦斯	4,400	1,940.00	8,536,000	
9022	東海旅客鉄道	700	14,515.00	10,160,500	
9069	センコーグループホールディングス	3,700	968.00	3,581,600	
9072	ニッコンホールディングス	3,600	2,132.00	7,675,200	
9142	九州旅客鉄道	2,600	2,183.00	5,675,800	
3635	コーエーテクモホールディングス	700	5,940.00	4,158,000	
3659	ネクソン	6,000	3,295.00	19,770,000	
3697	S H I F T	600	12,950.00	7,770,000	
3765	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	4,400	2,620.00	11,528,000	
3774	インターネットイニシアティブ	1,200	2,124.00	2,548,800	
3932	アカツキ	1,900	4,380.00	8,322,000	
4307	野村総合研究所	4,800	3,530.00	16,944,000	
4684	オービック	700	19,620.00	13,734,000	
4716	日本オラクル	1,000	12,420.00	12,420,000	
4728	トーセ	2,900	799.00	2,317,100	
4739	伊藤忠テクノソリューションズ	900	3,780.00	3,402,000	
4820	E M システムズ	2,500	962.00	2,405,000	
7844	マーベラス	2,700	886.00	2,392,200	
9409	テレビ朝日ホールディングス	1,400	1,958.00	2,741,200	
9418	U S E N - N E X T H O L D I N G S	3,400	1,816.00	6,174,400	
9432	日本電信電話	10,200	2,636.00	26,887,200	
9433	K D D I	6,000	3,101.00	18,606,000	
9438	エムティーアイ	2,900	800.00	2,320,000	
9449	G M O インターネット	2,400	2,962.00	7,108,800	
9468	K A D O K A W A	3,300	3,435.00	11,335,500	
9602	東宝	2,000	4,035.00	8,070,000	
9605	東映	400	18,830.00	7,532,000	
9682	D T S	3,200	2,286.00	7,315,200	
9684	スクウェア・エニックス・ホールディングス	400	6,270.00	2,508,000	
9697	カプコン	3,100	6,690.00	20,739,000	
9719	S C S K	1,200	6,630.00	7,956,000	
9749	富士ソフト	1,100	5,510.00	6,061,000	

9766	コナミホールディングス	400	6,580.00	2,632,000	
2768	双日	43,800	246.00	10,774,800	
3076	あい ホールディングス	1,200	1,977.00	2,372,400	
3360	シップヘルスケアホールディングス	600	6,130.00	3,678,000	
8001	伊藤忠商事	2,300	2,980.50	6,855,150	
8020	兼松	4,600	1,328.00	6,108,800	
8031	三井物産	9,800	1,931.00	18,923,800	
8078	阪和興業	3,100	2,703.00	8,379,300	
8088	岩谷産業	800	6,560.00	5,248,000	
8098	稻畑産業	4,600	1,473.00	6,775,800	
8158	ソーダニッカ	3,600	522.00	1,879,200	
8275	フォーバル	1,800	822.00	1,479,600	
9810	日鉄物産	1,900	3,620.00	6,878,000	
9934	因幡電機産業	1,400	2,448.00	3,427,200	
9962	ミスミグループ本社	4,600	3,510.00	16,146,000	
2664	カワチ薬品	2,000	2,947.00	5,894,000	
2670	エービーシー・マート	700	5,910.00	4,137,000	
3028	アルペン	1,000	2,330.00	2,330,000	
3046	ジンズホールディングス	400	6,650.00	2,660,000	
3050	D C Mホールディングス	4,700	1,057.00	4,967,900	
3064	M o n o t a R O	2,700	5,400.00	14,580,000	
3092	Z O Z O	3,600	3,435.00	12,366,000	
3382	セブン&アイ・ホールディングス	3,400	3,978.00	13,525,200	
3391	ツルハホールディングス	800	13,980.00	11,184,000	
7453	良品計画	6,700	2,545.00	17,051,500	
7455	三城ホールディングス	3,500	305.00	1,067,500	
7649	スギホールディングス	600	6,890.00	4,134,000	
8227	しまむら	700	11,810.00	8,267,000	
8276	平和堂	3,100	2,145.00	6,649,500	
8279	ヤオコー	400	6,790.00	2,716,000	
8281	ゼビオホールディングス	3,000	874.00	2,622,000	
8282	ケースホールディングス	2,800	1,402.00	3,925,600	
9831	ヤマダホールディングス	21,300	535.00	11,395,500	
9843	ニトリホールディングス	800	20,810.00	16,648,000	
7186	コンコルディア・フィナンシャルグループ	10,700	385.00	4,119,500	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	7,200	3,315.00	23,868,000	
8356	十六銀行	3,100	1,879.00	5,824,900	
8361	大垣共立銀行	1,200	1,981.00	2,377,200	
8411	みずほフィナンシャルグループ	10,200	1,400.00	14,280,000	
8473	S B Iホールディングス	1,500	2,641.00	3,961,500	
8424	芙蓉総合リース	900	7,410.00	6,669,000	
8591	オリックス	10,900	1,715.50	18,698,950	

8801	三井不動産	5,300	2,120.00	11,236,000	
8934	サンフロンティア不動産	6,700	883.00	5,916,100	
8940	インテリックス	4,400	568.00	2,499,200	
9706	日本空港ビルディング	2,100	5,490.00	11,529,000	
2127	日本M&Aセンター	2,200	6,090.00	13,398,000	
2175	エス・エム・エス	1,000	4,080.00	4,080,000	
2331	綜合警備保障	900	4,990.00	4,491,000	
2371	カカクコム	4,400	3,045.00	13,398,000	
2412	ベネフィット・ワン	1,200	2,936.00	3,523,200	
2413	エムスリー	2,500	9,280.00	23,200,000	
2492	インフォマート	12,200	915.00	11,163,000	
4282	EPSホールディングス	5,500	1,020.00	5,610,000	
4661	オリエンタルランド	100	16,290.00	1,629,000	
4732	ユー・エス・エス	8,400	2,086.00	17,522,400	
4751	サイバーエージェント	2,000	6,710.00	13,420,000	
6028	テクノプロ・ホールディングス	1,900	8,420.00	15,998,000	
6035	アイ・アールジャパンホールディングス	200	17,760.00	3,552,000	
6098	リクルートホールディングス	2,200	4,655.00	10,241,000	
6544	ジャパンエレベーターサービスホールディングス	1,600	2,495.00	3,992,000	
9699	西尾レントオール	2,800	2,197.00	6,151,600	
9716	乃村工藝社	2,800	767.00	2,147,600	
9735	セコム	500	9,423.00	4,711,500	
9744	メイテック	2,300	5,470.00	12,581,000	
合 計		782,000		2,157,242,050	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

### 【A I 日本株式オープン（絶対収益追求型）】

#### 【純資産額計算書】

令和 3年 2月26日現在

(単位：円)

資産総額	3,311,982,584
負債総額	15,694,247
純資産総額（ - ）	3,296,288,337
発行済口数	3,820,286,147口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.8628
(10,000口当たり)	(8,628)

(参考)

### A I 日本株式マザーファンド（絶対収益追求型）

#### 純資産額計算書

令和 3年 2月26日現在

(単位：円)

資産総額	3,310,046,911
負債総額	30,718,634
純資産総額（ - ）	3,279,328,277
発行済口数	3,597,614,009口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.9115
(10,000口当たり)	(9,115)

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 謾渡制限の内容

該当事項はありません。

#### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

2021年2月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年2月26日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	877	16,102,922
追加型公社債投資信託	16	1,541,493
単位型株式投資信託	75	334,899
単位型公社債投資信託	38	176,313
合計	1,006	18,155,626

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### （1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### （2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度に係る中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

#### （1）【貸借対照表】

（単位：千円）

第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
------------------------	-----------------------

## (資産の部)

## 流動資産

現金及び預金	2	53,969,686	2	56,398,457
有価証券		1,403,513		1,960,318
前払費用		514,587		575,904
未収入金		2,284		14,559
未収委託者報酬		9,995,458		10,296,453
未収収益	2	560,483	2	638,994
金銭の信託	2	100,000	2	100,000
その他		153,256		254,330
流動資産合計		66,699,271		70,239,017

## 固定資産

## 有形固定資産

建物	1	617,032	1	584,048
器具備品	1	665,247	1	871,893
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		1,910,713		2,084,375

## 無形固定資産

電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,670,753		3,369,611
ソフトウェア仮勘定		536,345		1,374,932
無形固定資産合計		4,222,921		4,760,365

## 投資その他の資産

投資有価証券		21,408,781		16,704,756
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	824,268	1	819,255
長期差入保証金		593,536		565,358
前払年金費用		415,234		375,031
繰延税金資産		1,496,180		1,912,824
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		25,079,767		20,718,993
固定資産合計		31,213,401		27,563,734
資産合計		97,912,673		97,802,752

(単位：千円)

第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
------------------------	-----------------------

## (負債の部)

## 流動負債

預り金		293,258		687,565
未払金				
未払収益分配金		170,281		131,478
未払償還金		448,695		395,400
未払手数料	2	3,990,054	2	4,026,078
その他未払金	2	3,961,765	2	3,818,195
未払費用	2	3,803,995	2	4,402,578
未払消費税等		194,852		629,469
未払法人税等		573,657		617,341

賞与引当金	901,135	933,517
役員賞与引当金	140,100	124,590
その他	868,992	701,285
流動負債合計	15,346,788	16,467,499

固定負債		
長期未払金	43,200	32,400
退職給付引当金	860,851	1,010,401
役員退職慰労引当金	144,303	130,784
時効後支払損引当金	247,767	238,811
固定負債合計	1,296,122	1,412,398
負債合計	16,642,910	17,879,897

## (純資産の部)

株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,069,594	25,847,605
利益剰余金合計	33,410,184	33,188,194
株主資本合計	80,143,028	79,921,039

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

## (2)【損益計算書】

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	70,375,414	67,967,489
投資顧問料	2,505,299	2,385,084
その他営業収益	18,844	16,085
営業収益合計	72,899,557	70,368,658

## 営業費用

支払手数料	2	28,533,952	2	27,106,451
広告宣伝費		739,643		696,418
公告費		500		1,000
調査費				
調査費		1,794,755		1,857,271
委託調査費		12,194,996		11,579,175
事務委託費		1,016,816		847,769
営業雑経費				
通信費		170,794		153,731
印刷費		427,442		427,118
協会費		48,375		52,053
諸会費		16,175		15,990
事務機器関連費		1,841,631		1,953,926
営業費用合計		46,785,083		44,690,907
一般管理費				
給料				
役員報酬		349,083		331,987
給料・手当		6,453,717		6,611,427
賞与引当金繰入		901,135		933,517
役員賞与引当金繰入		140,100		124,590
福利厚生費		1,234,293		1,276,950
交際費		13,011		11,871
旅費交通費		200,426		165,891
租税公課		373,201		360,165
不動産賃借料		654,886		647,402
退職給付費用		428,912		422,919
役員退職慰労引当金繰入		51,159		48,183
固定資産減価償却費		1,252,321		1,307,555
諸経費		523,213		427,212
一般管理費合計		12,575,461		12,669,674
営業利益		13,539,012		13,008,076

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)		
営業外収益				
受取配当金		181,073	90,965	
受取利息	2	1,913	2	4,169
投資有価証券償還益		416,706		585,179
収益分配金等時効完成分		44,392		101,734
受取賃貸料	2	38,388	2	65,808
その他		11,871		19,987
営業外収益合計		694,346		867,845
営業外費用				
投資有価証券償還損		118,173		96,379
時効後支払損引当金繰入		1,166		
事務過誤費		420		3,483
賃貸関連費用		35,994		20,339
その他		1,481		1,920

営業外費用合計		157,235		122,122
経常利益		14,076,123		13,753,799
特別利益				
投資有価証券売却益		501,778		174,842
特別利益合計		501,778		174,842
特別損失				
投資有価証券売却損		135,399		75,963
投資有価証券評価損		62,310		163,865
固定資産除却損	1	4,848	1	8,832
固定資産売却損		225		435
システム関連費		322,986		
商標使用料		90,000		
特別損失合計		615,770		249,096
税引前当期純利益		13,962,130		13,679,545
法人税、住民税及び事業税	2	4,420,179	2	4,146,534
法人税等調整額		100,112		79,824
法人税等合計		4,320,066		4,226,359
当期純利益		9,642,064		9,453,186

## (3)【株主資本等変動計算書】

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							11,363,380	11,363,380	11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							1,721,316	1,721,316	1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	358,179	358,179	358,179
当期変動額合計	358,179	358,179	2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本		
	資本剰余金		利益剰余金
		その他利益剰余金	

	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

## [注記事項]

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

**(3)役員賞与引当金**

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

**(4)退職給付引当金**

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

**退職給付見込額の期間帰属方法**

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

**数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法**

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

**(5)役員退職慰労引当金**

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

**(6)時効後支払損引当金**

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

**5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項****(1)消費税等の会計処理**

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

**(2)連結納税制度の適用**

連結納税制度を適用しております。

**(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用**

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

**(未適用の会計基準等)**

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

**(1)概要**

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

**(2)適用予定期**

令和4年3月期の期首から適用します。

**(3)当該会計基準等の適用による影響**

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

### (1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

### (2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

### (3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

### (貸借対照表関係)

#### 1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
建物	551,025千円	599,542千円
器具備品	1,350,407千円	1,408,613千円
投資不動産	138,024千円	145,391千円

#### 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
預金	240,211千円	314,247千円
未収収益	25,307千円	15,773千円
金銭の信託	100,000千円	100,000千円
未払手数料	671,568千円	712,210千円
その他未払金	3,217,341千円	3,029,426千円
未払費用	444,754千円	432,019千円

### (損益計算書関係)

#### 1. 固定資産除却損の内訳

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物	2,547千円	
器具備品	2,301千円	8,832千円

計	4,848千円	8,832千円
---	---------	---------

## 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
支払手数料	5,298,064千円	5,234,629千円
受取利息	3千円	2千円
受取賃貸料	38,388千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,216,517千円	3,030,180千円

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和 元年6月27日

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和 元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

## (リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
1年内	675,956千円	675,956千円
1年超	675,956千円	
合計	1,351,912千円	675,956千円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれてありません(注2参照)。

## 第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	-
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	-
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	-
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	-
資産計	86,722,080	86,722,080	-
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	-
負債計	3,990,054	3,990,054	-

## 第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(4) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,328,625	85,328,625	-

(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

## (1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負債

## (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	-	-	-
未収委託者報酬	9,995,458	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千

円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,012,389	8,573,551	561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,774,369	9,937,087	1,162,718
	小計	8,774,369	9,937,087	1,162,718
合計		18,633,714	18,631,098	2,616

## 3. 売却したその他有価証券

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	140,240	58,440	-
債券	-	-	-
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

## 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円(その他有価証券のその他62,310千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円(その他有価証券のその他163,865千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的な反証がない場合に行っております。

## (退職給付関係)

## 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2.確定給付制度

## (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円
勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	15,898	52,430
退職給付の支払額	218,947	162,904
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

## (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	4,606	164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	203,077	140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

## (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	2,666,937	2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	114,968	203,136
未認識過去勤務費用	484,766	419,405
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	445,616	635,370
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	415,234	375,031
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	445,616	635,370

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円

利息費用	24,351	17,557
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の費用処理額	43,633	24,035
理額		
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給付費用	284,199	269,848

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

## (5)年金資産に関する事項

### 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
債券	63.9 %	64.7 %
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

### 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

### 主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
割引率	0.035 ~ 0.49%	0.095 ~ 0.52%
長期期待運用收益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

### (税効果会計関係)

#### 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
<b>繰延税金資産</b>		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384
減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
<b>繰延税金資産 小計</b>	<b>2,122,023</b>	<b>2,029,829</b>

評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,122,023	2,029,829
繰延税金負債		
前払年金費用	127,144	114,834
連結納税適用による時価評価	1,320	1,260
その他有価証券評価差額金	497,269	801
その他	108	109
繰延税金負債 合計	625,842	117,005
繰延税金資産の純額	1,496,180	1,912,824

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期(平成31年3月31日現在)及び第35期(令和2年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)及び第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)及び第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### (関連当事者情報)

##### 1. 関連当事者との取引

###### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,298,064 千円	未払手数料	671,568 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	695,834 千円	未払費用	365,510 千円

### 第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

#### (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

#### 第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
----	--------	-----	-----	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし(注1)	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	4,629,670千円	未払手数料	734,633千円
							コーラブル預金の預入(注3)	20,000,000千円	現金及び預金	20,000,000千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	コーラブル預金に係る受取利息(注3)	1,578千円	未収収益	1,578千円
							投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	6,152,016千円	未払手数料	962,840千円

## 第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	4,073,855千円	未払手数料	697,109千円
							コーラブル預金の払戻(注3)	20,000,000千円		
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	コーラブル預金の預入(注3)	20,000,000千円	現金及び預金	20,000,000千円
							コーラブル預金に係る受取利息(注3)	4,126千円	未収収益	997千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを

(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、

(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。

なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

### (1) 株当たり情報

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1株当たり純資産額	384,107.08円	377,741.17円
1株当たり当期純利益金額	45,571.50円	44,678.80円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

## 中間財務諸表

### (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第36期中間会計期間  
(令和2年9月30日現在)

#### (資産の部)

##### 流動資産

現金及び預金	51,757,620
有価証券	47,281
前払費用	533,748
未収入金	22,328
未収委託者報酬	11,205,707
未収収益	1,109,882
金銭の信託	200,000
その他	216,914
流動資産合計	65,093,483

##### 固定資産

##### 有形固定資産

建物	1	561,961
器具備品	1	1,130,570
土地		628,433
有形固定資産合計		2,320,965

##### 無形固定資産

電話加入権	15,822
ソフトウェア	3,039,396

2,003,918

5,059,137

ソフトウェア仮勘定	
無形固定資産合計	
投資その他の資産	
投資有価証券	17,150,138
関係会社株式	320,136
投資不動産	817,921
長期差入保証金	552,888
前払年金費用	316,933
繰延税金資産	1,088,156
その他	45,230
貸倒引当金	23,600
投資その他の資産合計	20,267,805
固定資産合計	27,647,907
資産合計	92,741,391

(単位：千円)

第36期中間会計期間  
(令和2年9月30日現在)

## (負債の部)

## 流動負債

預り金	326,091
未払金	
未払収益分配金	158,732
未払償還金	133,877
未払手数料	4,401,647
その他未払金	2,173,325
未払費用	4,669,476
未払消費税等	507,145
未払法人税等	523,722
賞与引当金	895,400
役員賞与引当金	76,200
その他	699,988
流動負債合計	14,565,607

## 固定負債

長期未払金	21,600
退職給付引当金	1,075,559
役員退職慰労引当金	133,578
時効後支払損引当金	248,354
固定負債合計	1,479,092
負債合計	16,044,700

## (純資産の部)

## 株主資本

資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	20,902,380
利益剰余金合計	28,242,970
株主資本合計	74,975,814

(単位：千円)

第36期中間会計期間  
(令和2年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,720,876
評価・換算差額等合計	1,720,876
純資産合計	76,696,691
負債純資産合計	92,741,391

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第36期中間会計期間  
(自 令和2年4月1日  
至 令和2年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	32,500,161
投資顧問料	1,178,818
その他営業収益	6,615
営業収益合計	33,685,595
営業費用	
支払手数料	12,792,753
広告宣伝費	275,488
公告費	250
調査費	
調査費	1,005,823
委託調査費	5,663,034
事務委託費	344,079
営業雑経費	
通信費	208,539
印刷費	182,427
協会費	26,229
諸会費	8,309
事務機器関連費	917,566
その他営業雑経費	126
営業費用合計	21,424,626
一般管理費	
給料	
役員報酬	171,181
給料・手当	2,786,316
賞与引当金繰入	895,400
役員賞与引当金繰入	76,200
福利厚生費	625,724
交際費	1,235
旅費交通費	10,767
租税公課	186,405
不動産賃借料	327,689
退職給付費用	229,835
役員退職慰労引当金繰入	11,763
固定資産減価償却費	1
643,956	
諸経費	188,448
一般管理費合計	6,154,923
営業利益	6,106,045

(単位：千円)

## 第36期中間会計期間

(自 令和2年4月1日

至 令和2年9月30日)

## 営業外収益

受取配当金	17,539
受取利息	2,089
投資有価証券償還益	24,505
収益分配金等時効完成分	275,165
受取賃貸料	32,904
その他	9,312
営業外収益合計	361,516

## 営業外費用

投資有価証券償還損	37,772
時効後支払損引当金繰入	13,892
賃貸関連費用	1
その他	6,562
営業外費用合計	2,149
	60,377
経常利益	6,407,184

## 特別利益

投資有価証券売却益	157,075
特別利益合計	157,075

## 特別損失

投資有価証券売却損	37,339
特別損失合計	37,339
税引前中間純利益	6,526,919
法人税、住民税及び事業税	1,948,492
法人税等調整額	65,981
法人税等合計	2,014,473
中間純利益	4,512,445

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本								株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			別途積立金	繰越利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039	
当中間期変動額										
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670	
中間純利益							4,512,445	4,512,445	4,512,445	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)										
当中間期変動額合計							4,945,224	4,945,224	4,945,224	
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	20,902,380	28,242,970	74,975,814	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当中間期変動額			

剰余金の配当			9,457,670
中間純利益			4,512,445
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,719,061	1,719,061	1,719,061
当中間期変動額合計	1,719,061	1,719,061	3,226,163
当中間期末残高	1,720,876	1,720,876	76,696,691

## [重要な会計方針]

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

す。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

**[注記事項]**

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)	
建物	621,629千円
器具備品	1,475,730千円
投資不動産	148,595千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	
有形固定資産	83,458千円
無形固定資産	560,498千円
投資不動産	3,204千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第36期中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

## (リース取引関係)

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

## 借主側

## オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	337,978千円
1年超	-
合 計	337,978千円

## (金融商品関係)

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

## 金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

	中間貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	51,757,620	51,757,620	-
(2) 有価証券	47,281	47,281	-
(3) 未収委託者報酬	11,205,707	11,205,707	-
(4) 投資有価証券	17,118,778	17,118,778	-
資産計	80,129,387	80,129,387	-
(1) 未払手数料	4,401,647	4,401,647	-
負債計	4,401,647	4,401,647	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資 産

## (1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

## 負 債

## (1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(中間貸借対照表計上額31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

## (注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、

異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (有価証券関係)

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

#### 2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,690,037	11,992,800	2,697,236
	小計	14,690,037	11,992,800	2,697,236
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	2,476,022	2,692,895	216,872
	小計	2,476,022	2,692,895	216,872
合計		17,166,060	14,685,695	2,480,364

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額31,360千円)については、市場価格がなく、時価を把握するこ  
とが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

第36期中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第36期中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超える  
ため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

#### (1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	362,493.28円
純資産の部の合計額(千円)	76,696,691
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	76,696,691
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりあります。

第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	21,327.27円
中間純利益金額(千円)	4,512,445
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	4,512,445
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### 訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### (1)受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2020年9月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2020年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
PayPay銀行株式会社	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社四国銀行	25,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社中京銀行	31,844 百万円	銀行業務を営んでいます。
アーク証券株式会社	2,619 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
a u カブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	2,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
寿証券株式会社	305 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
篠山証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
新大垣証券株式会社	175 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
十六TT証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ちばぎん証券株式会社	4,374 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とうほう証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
南都まほろば証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ひろぎん証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松阪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2 【関係業務の概要】

- ( 1 ) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- ( 2 ) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

## 3 【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年2月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年10月30日	有価証券届出書の訂正届出書
2020年10月30日	有価証券報告書

# 独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 青木裕 晃印

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 伊藤鉄也印

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

令和3年3月10日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているA.I.日本株式オーブン（絶対収益追求型）の令和2年8月1日から令和3年2月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A.I.日本株式オーブン（絶対収益追求型）の令和3年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和2年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也 印

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。